

（番号灯）

**第62条の2** 一般原動機付自転車（最高速度20キロメートル毎時未満のものを除く。第62条の3、第62条の4、第64条の3、第65条の2、第65条の3、第66条の2及び第66条の3において同じ。）の番号灯は、夜間にその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。